横浜市環境影響評価条例(新旧対照表)

※下線部分が改正箇所

| ※ト緑部分が以上固川 | | |
|---|---|--|
| 旧条例 | 改正条例 (H23年8月施行) | |
| 目次 | 目次 | |
| 第1章 総則(第1条一 <u>第6条</u>) | 第1章 総則(第1条一 <u>第7条</u>) | |
| 第2章 準備書作成前の手続 | 第2章 方法書作成前の手続 | |
| | 第1節 配慮書(第8条—第14条) | |
| 第1節 第2分類事業に係る判定 (第7条) | 第2節 第2分類事業に係る判定 (第15条・ | |
| | <u>第 16 条</u>) | |
| <u>第2節</u> 方法書 <u>の作成等</u> (<u>第8条</u> 一 <u>第12条</u>) | <u>第3章</u> 方法書(<u>第17条—第21条</u>) | |
| 第3節 環境影響評価の実施等(<u>第13条</u> ・第 | 第4章 環境影響評価の実施等(第22条・第 | |
| <u>14 条</u>) | <u>23 条</u>) | |
| <u>第3章</u> 準備書(<u>第15条</u> — <u>第19条</u>) | <u>第5章</u> 準備書(<u>第24条</u> — <u>第31条</u>) | |
| <u>第4章</u> 評価書 <u>作成以後の手続</u> | <u>第6章</u> 評価書(<u>第32条</u> ・ <u>第33条</u>) | |
| 第1節 評価書等(第20条一第22条) | | |
| 第2節 審査書等 (第23条一第25条) | | |
| <u>第3節</u> 対象事業の実施(<u>第26条</u> — <u>第28条</u>) | <u>第7章</u> 対象事業の実施(<u>第34条</u> — <u>第36条</u>) | |
| <u>第4節</u> 事後調査(<u>第29条</u> ・ <u>第30条</u>) | <u>第8章</u> 事後調査(<u>第37条</u> ・ <u>第38条</u>) | |
| <u>第5章</u> 対象事業の内容の修正等(<u>第31条</u> — <u>第</u> | <u>第9章</u> 対象事業の内容の修正等(<u>第39条</u> — <u>第</u> | |
| <u>34 条</u>) | <u>43 条</u>) | |
| <u>第6章</u> 環境影響評価その他の手続の特例(<u>第</u> | <u>第 10 章</u> 環境影響評価その他の手続の特例(<u>第</u> | |
| <u>35 条</u> 一 <u>第 37 条</u>) | <u>44条</u> 一 <u>第 50条</u>) | |
| 第7章 横浜市環境影響評価審査会(第38条— | 第11章 横浜市環境影響評価審査会(第51条— | |
| <u>第 43 条</u>) | <u>第 56 条</u>) | |
| <u>第8章</u> 法対象事業に対する措置(<u>第44条</u> — <u>第</u> | <u>第12章</u> 法対象事業に対する措置(<u>第57条</u> — <u>第</u> | |
| <u>50 条</u>) | <u>59 条</u>) | |
| <u>第9章</u> 雑則 (<u>第51条</u> 一 <u>第59条</u>) | <u>第13章</u> 雑則 (<u>第60条</u> — <u>第68条</u>) | |
| 附則 | 附則 | |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 | |
| (目的) | (目的) | |
| 第1条 この条例は 構派市環境の保全及び創造に | 第1条 この条例は 構造市環境の保全及び創造に | |

関する基本条例(平成7年3月横浜市条例第17 号。以下「基本条例」という。) の趣旨にのっと り、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を 行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじ め、環境影響評価を行い、及び事業着手後に事後 調査を行うことが環境の保全上極めて重要であ ることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査に ついて本市等の責務を明らかにするとともに、規

第1条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に | 第1条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に 関する基本条例(平成7年3月横浜市条例第17 号)の趣旨にのっとり、土地の形状の変更、工作 物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実 施に当たり、あらかじめ、計画段階配慮及び環境 影響評価を行い、並びに事業着手後に事後調査を 行うことが環境の保全上極めて重要であること にかんがみ、計画段階配慮、環境影響評価及び事 後調査について本市等の責務を明らかにすると 模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる おそれのある事業について環境影響評価及び事 後調査が適切かつ円滑に行われるための手続そ の他所要の事項を定めることにより、その事業に 係る環境の保全について適正な配慮がなされる ことを確保し、もって現在及び将来の世代の市民 が健康で文化的な生活を営むことのできる良好 な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境影響評価 事業 (特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更 (これと併せて行うしゅんせつを含む。) 並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。) の実施が環境に及ぼす影響 (当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。) について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
 - (2) 第1分類事業 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する1の事業であって、規模 (形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次号において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を除く。

ともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について<u>計画段階配</u><u>慮、</u>環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境影響評価 事業 (特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更 (これと併せて行うしゅんせつを含む。) 並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。) の実施が環境に及ぼす影響 (当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。) について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
 - (2) 第1分類事業 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する1の事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次号において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第4条第3項各号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第2種事業を除

<。

- (3) 第2分類事業 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する1の事業であって、第1分類事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を市長が第7条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるものをいう。ただし、法対象事業を除く。
- (4) 対象事業 第1分類事業又は<u>第7条第3項</u> 第1号の措置がとられた第2分類事業(同条第 4項及び第32条第2項において準用する<u>第7</u> 条第3項第2号の措置がとられたものを除 く。)をいう。
- (5) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しよう とする者(委託に係る対象事業にあっては、そ の委託をし、又は委託をしようとする者)をい う。
- (6) 事後調査 対象事業<u>の施行中及び完了後</u>に 当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するた めに行う調査をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、現在及び将来の世代の市民が健康で 文化的な生活を営むことのできる環境を確保す るため、この条例の規定による環境影響評価、事 後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われる ように事業者等に対し、必要な指導、助言、勧告、 情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 2 市は、環境影響評価及び事後調査に関する手法 の調査及び研究並びに当該手法に係る情報の収 集に努めるものとする。

(事業者の責務)

- (3) 第2分類事業 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する1の事業であって、第1分類事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下「判定」という。)を市長が第16条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるものをいう。ただし、法対象事業及び法第4条第3項各号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。
- (4) 対象事業 第1分類事業又は<u>第16条第1項</u> <u>第1号</u>の措置がとられた第2分類事業(<u>同条第</u> <u>2項及び第40条第2項</u>において準用する<u>第16</u> <u>条第1項第2号</u>の措置がとられたものを除 く。) をいう。
- (5) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又は委託をしようとする者)をいう。
- (6) 計画段階配慮 事業の計画の立案に当たり、 環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮することをいう。
- (7) 事後調査 対象事業<u>に係る工事の着手後</u>に 当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するた めに行う調査をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、現在及び将来の世代の市民が健康で 文化的な生活を営むことのできる環境を確保す るため、この条例の規定による<u>計画段階配慮、</u>環 境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円 滑に行われるように事業者等に対し、必要な指 導、助言、勧告、情報の提供その他の措置を講ず る責務を有する。
- 2 市は、<u>計画段階配慮、</u>環境影響評価及び事後調査に関する手法の調査及び研究並びに当該手法に係る情報の収集に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その 委託をしようとする者。以下「計画段階事業者」 第4条 事業者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識し、その負担と責任において、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように当該手続の実施に協力しなければならない。

(技術指針の策定等)

- 第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針として横浜市環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。
- 2 技術指針には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を定める ものとする。
 - (1) 環境影響評価を行うための項目(以下「環境 影響評価項目」という。)並びに調査、予測及 び評価の手法並びに事後調査の方法
 - (2) 環境影響の評価等の方法が確立されていないが地域における環境の保全の見地から配慮を要する事項、基本条例第2条第3号に規定す

という。) は、この条例の規定による計画段階配 慮その他の手続を適切に行い、その事業の計画を 環境の保全に配慮されたものとするよう努めな ければならない。

2 事業者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識し、その負担と責任において、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の規定による<u>計画段階配</u> <u>慮、</u>環境影響評価、事後調査その他の手続が適切 かつ円滑に行われるように当該手続の実施に協 力しなければならない。

(配慮指針の策定等)

- 第6条 市長は、環境影響について配慮すべき事項 に関する指針として横浜市環境配慮指針(以下 「配慮指針」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、配慮指針 を改定するものとする。
- 3 市長は、配慮指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、配慮指針を策定し、又は改定したときは、その旨を公告するものとする。

(技術指針の策定等)

- 第7条 市長は、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針として横浜市環境影響評価技術指針 (以下「技術指針」という。)を定めるものとする
- 2 技術指針には、<u>次</u>に掲げる事項を定めるものと する。
 - (1) 環境影響評価を行うための項目(以下「環境 影響評価項目」という。)並びに調査、予測及 び評価の手法並びに事後調査の方法

る地球環境保全の見地から配慮を要する事項 (以下「環境影響配慮項目」という。)及びこれらの配慮方法に関する事項

- (3) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項
- 3 市長は、技術指針について、常に適切な科学的 判断を加え、必要があると認めるときは、技術指 針を改定するものとする。
- 4 市長は、技術指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、技術指針を策定し、又は改定したとき は、その旨を公告するものとする。
 - 第2章 準備書作成前の手続

- (2) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項
- 3 市長は、技術指針について、常に適切な科学的 判断を加え、必要があると認めるときは、技術指 針を改定するものとする。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、技術指針の策定及び改定について準用する。この場合において、これらの規定中「配慮指針」とあるのは、「技術指針」と読み替えるものとする。

第2章 方法書作成前の手続

第1節 配慮書

(配慮書の作成等)

- 第8条 計画段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、計画段階配慮を行わなければならない。
- 2 前項の規定により計画段階配慮を行った計画 段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した計画段階配慮書(以下 「配慮書」という。)を作成し、市長に提出しな ければならない。
 - (1) 計画段階事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 事業の名称、種類及び規模並びに事業を実施しようとする区域
 - (3) 事業の目的及び内容
 - (4) 事業の計画を立案した経緯
 - (5) 事業を実施しようとする区域及びその周囲 の概況
 - (6) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の 内容
 - (7) その他規則で定める事項 (配慮書についての公告等)
- 第9条 市長は、配慮書の提出を受けたときは、その旨を公告し、当該配慮書の写しを当該公告の日

から起算して 15 日間一般の縦覧に供するととも に、インターネットの利用その他の方法により公 表するものとする。

(配慮書についての環境情報提供書の提出等)

- 第 10 条 配慮書について環境の保全に関する情報 (以下「環境情報」という。)を有する者は、前 条の縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載 した書面(以下「環境情報提供書」という。)を 提出することができる。
- 2 市長は、前項の規定による環境情報提供書の提出があったときは、速やかに、その写し(同項の環境情報提供書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面)を計画段階事業者に送付するものとする。

(配慮市長意見書の作成等)

- 第 11 条 市長は、配慮書の提出を受けたときは、 当該配慮書について、前条第 1 項の規定による環境情報に配意して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面(以下「配慮市長意見書」という。) を作成し、計画段階事業者に送付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により配慮市長意見書を作 成するときは、審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により配慮市長意見書を 作成したときは、速やかに、その旨を公告し、当 該配慮市長意見書の写しを当該公告の日から起 算して15日間一般の縦覧に供するものとする。 (配慮市長意見見解書の作成等)
- 第12条 第2分類事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第16条第1項第2号の措置がとられたときは、配慮市長意見書についての見解を記載した書類(以下「配慮市長意見見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、配慮市長意見見解書の提出を受けたときは、その旨を公告し、当該配慮市長意見見解書の写しを当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第1分類事業の廃止等)

- 第13条 計画段階事業者は、第8条第2項の規定 により市長に配慮書を提出してから第17条第2 項の規定により同条第1項に規定する方法書を 市長に提出し、又は前条第1項の規定により配慮 市長意見見解書を市長に提出するまでの間にお いて、次の各号のいずれかに該当することとなっ た場合には、規則で定めるところにより、その旨 を市長に届け出なければならない。
 - (1) 第1分類事業又は第2分類事業を実施しな いこととしたとき。
 - (2) 第8条第2項第2号に掲げる事項を変更し た場合において、当該変更後の事業が第1分類 事業又は第2分類事業のいずれにも該当しな いこととなったとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったとき は、その旨を公告するものとする。 (事業の承継)
- 第14条 第8条第2項の規定により市長に配慮書 を提出してから第17条第2項の規定により同条 第1項に規定する方法書を市長に提出し、又は第 12 条第1項の規定により配慮市長意見見解書を 市長に提出するまでの間において、計画段階事業 者が事業の実施を他の者に引き継いだ場合は、当 該引継ぎを受けた者は、規則で定めるところによ り、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったとき は、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項の規定により計画段階事業者が事業の 実施を他の者に引き継いだ場合においては、前項 の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の計 画段階事業者が行った計画段階配慮その他の手 続は新たに計画段階事業者となった者が行った ものとみなし、当該引継ぎ前の計画段階事業者に ついて行われた計画段階配慮その他の手続は新 たに計画段階事業者となった者について行われ たものとみなす。

第2節 第2分類事業に係る判定 規則で定めるところにより、その氏名及び住所

第1節 第2分類事業に係る判定 第7条 第2分類事業を実施しようとする者(委託 | 第15条 第2分類事業を実施しようとする者は、 に係る事業にあっては、その委託をしようとする

- 者)は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第2分類事業の名称、種類及び規模、第2分類事業が実施されるべき区域その他第2分類事業の概要を書面により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったとき は、審査会に対し、届出に係る第2分類事業が環 境に及ぼす影響について調査審議させるため諮 問しなければならない。
- 3 市長は、<u>第1項</u>の規定による届出があったときは、規則で定める判定の基準により、届出に係る第2分類事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。
 - (1) この条例(<u>この条</u>を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者に通知すること。
 - (2) この条例(<u>この条</u>を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者に通知すること。
- 4 届出をした者で前項第1号の措置がとられた ものが当該第2分類事業の規模又はその実施さ れるべき区域を変更して当該事業を実施しよう とする場合において、当該変更後の当該事業が第 2分類事業に該当するときは、その者は、当該変 更後の当該事業について、届出をすることができ る。この場合において、前2項及び次項の規定は、 当該届出について準用する。
- 5 第2分類事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第3項第2号(前項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該第2分類事業を実施してはならない。
- 6 第2分類事業を実施しようとする者は、第1項

- (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第2分類事業の名称、種類及び規模、第2分類事業が実施されるべき区域その他第2分類事業の概要を書面により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったとき は、審査会に対し、<u>当該</u>届出に係る第2分類事業 が環境に及ぼす影響について調査審議させるた め諮問しなければならない。
- 第16条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、規則で定める判定の基準により、当該届出に係る第2分類事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。
 - (1) この条例(<u>この章</u>を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者に通知すること。
 - (2) この条例 (<u>この章</u>を除く。) の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者に通知すること。
- 2 前条第1項の規定による届出をした者で前項 第1号の措置がとられたものが当該第2分類事 業の規模又はその実施されるべき区域を変更し て当該事業を実施しようとする場合において、当 該変更後の当該事業が第2分類事業に該当する ときは、その者は、当該変更後の当該事業につい て、届出をすることができる。この場合において、 同条第2項及び前項の規定は、当該届出について 準用する。
- 3 第2分類事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第1項第2号(前項及び第40条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該第2分類事業を実施してはならない。
- 4 第2分類事業を実施しようとする者は、前条第

の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの 条例(<u>この条</u>を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。 この場合において、当該第2分類事業を実施しよ うとする者は、この条例(<u>この条</u>を除く。)の規 定による環境影響評価、事後調査その他の手続を 行うこととした旨を市長に書面により通知しな ければならない。

7 前項の規定による通知に係る第2分類事業は、 当該通知の時に<u>第3項第1号</u>の措置がとられた ものとみなす。

第2節 方法書の作成等

(方法書の作成等)

- 第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を 行う方法について、技術指針で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法 書(以下「方法書」という。)を作成しなければ ならない。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地)
 - (2) 対象事業の名称、<u>目的及び内容(当該対象事</u> 業の計画の策定の経緯を含む。)
 - (3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - (4) 対象事業に係る環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法並びに環境影響配慮項目に 関する方針
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の方法書は、規則で定める時期までに、市 長に提出するよう努めなければならない。 (方法書についての公告及び縦覧)

- 1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例(この章を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第2分類事業を実施しようとする者は、この条例(この章を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととした旨を市長に書面により通知しなければならない。
- 5 前項の規定による通知に係る第2分類事業は、 当該通知の時に<u>第1項第1号</u>の措置がとられた ものとみなす。

第3章 方法書

(方法書の作成等)

- 第17条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(第58条を除き、以下「方法書」という。)を作成しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地)
 - (2) 対象事業の名称、<u>種類及び規模並びに対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。</u>)
 - (3) 対象事業の目的及び内容(当該対象事業の計画の策定の経緯を含む。)
 - (4) 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - (5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
 - (6) 環境情報の概要
 - (7) 配慮市長意見書に記載された市長の意見
 - (8) 前号の意見についての事業者の見解
 - (9) 対象事業に係る環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法
 - (10) その他規則で定める事項
- 2 前項の方法書は、規則で定める時期までに、市長に提出するよう努めなければならない。

(方法書についての公告等)

- 第9条 市長は、方法書の提出を受けたときは、その旨を<u>公告するとともに</u>、当該方法書の写しを公告の日から起算して 45 日間一般の縦覧に<u>供しな</u>ければならない。
- 2 市長は、方法書の提出を受けたときは、審査会 に対し、当該方法書について環境の保全の見地か ら調査審議させるため諮問しなければならない。 (周知等)
- 第10条 事業者は、前条第1項の規定による公告の日から10日以内に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域(以下「方法書対象地域」という。)内に居住する者及び方法書対象地域内に事務所若しくは事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。)に対し、当該方法書の概要を周知しなければならない。
- 2 事業者は、方法書対象地域及び方法書の内容に ついて周知を図る方法を記載した周知計画書を、 速やかに、市長に提出しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

- 第11条 方法書について環境の保全の見地からの 意見を有する者は、第9条第1項の縦覧期間内 に、市長に対し、意見書の提出により、これを述 べることができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを<u>当該</u>事業者に送付するものとする。

(方法書についての市長の意見)

- 第12条 市長は、方法書の提出を受けたときは、 当該方法書について、前条第1項の意見に配意し て、環境の保全の見地からの意見を記載した書面 (以下「<u>方法意見書</u>」という。)を作成し、事業 者に送付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により<u>方法意見書</u>を作成したときは、速やかに、その旨を公告し、当該<u>方法</u>

- 第18条 市長は、方法書の提出を受けたときは、 その旨を公告し、当該方法書の写しを当該公告の 日から起算して45日間一般の縦覧に供するとと もに、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。
- 2 市長は、方法書の提出を受けたときは、審査会に対し、当該方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。 (方法書の周知等)
- 第19条 事業者は、前条第1項の規定による公告の日から10日以内に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域(以下「方法書対象地域」という。)内に居住する者及び方法書対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。)に対し、当該方法書の概要を周知しなければならない。
- 2 事業者は、方法書対象地域及び方法書の内容に ついて周知を図る方法を記載した周知計画書を、 速やかに、市長に提出しなければならない。

(方法書についての意見書の提出等)

- 第20条 方法書について環境の保全の見地からの 意見を有する者は、第18条第1項の縦覧期間内 に、市長に対し、意見書の提出により、これを述 べることができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、速やかに、その写し<u>(同項の意見書の</u>提出がなかったときは、その旨を記載した書面) を事業者に送付するものとする。

(方法市長意見書の作成等)

- 第21条 市長は、方法書の提出を受けたときは、 当該方法書について、前条第1項の意見に配意し て、環境の保全の見地からの意見を記載した書面 (以下「<u>方法市長意見書</u>」という。)を作成し、 事業者に送付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により<u>方法市長意見書</u>を作成したときは、速やかに、その旨を公告し、当該

<u>意見書</u>の写しを当該公告の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価項目等の選定)

第13条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第11条第1項の意見に配意して第8条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法並びに環境影響配慮項目を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第14条 事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法並びに環境影響配慮項目に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3章 準備書

(準備書の作成等)

- 第15条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。
 - (1) <u>第8条第1項第1号から第3号</u>までに掲げる事項
 - (2) <u>第 11 条第 1 項</u>の意見の概要
 - (3) <u>第 12 条第 1 項の方法意見書</u>に記載された市 長の意見
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (5) 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価 の手法並びに環境影響配慮項目
 - (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の 結果を環境影響評価項目ごとにとりまとめ たもの(環境影響評価を行ったにもかかわら ず環境影響の内容及び程度が明らかとなら

<u>方法市長意見書</u>の写しを当該公告の日から起算 して30日間一般の縦覧に供するものとする。

第4章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価項目等の選定)

第22条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第20条第1項の意見に配意して第17条第1項第9号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第23条 事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第5章 準備書

(準備書の作成等)

- 第24条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(第59条を除き、以下「準備書」という。)を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。
 - (1) <u>第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号</u>までに掲げる事項
 - (2) 第20条第1項の意見の概要
 - (3) 方法市長意見書に記載された市長の意見
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
 - (6) 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価 の手法
 - (7) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の 結果を環境影響評価項目ごとにとりまとめ たもの (環境影響評価を行ったにもかかわら ず環境影響の内容及び程度が明らかとなら

なかった項目に係るものを含む。)

- イ 環境影響配慮項目に関する措置
- <u>ウ</u> 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- <u>エ</u> <u>ウ</u>に掲げる措置が将来判明すべき環境の 状況に応じて講ずるものである場合には、当 該環境の状況の把握のための措置
- オ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- カ 事後調査の実施に関する事項
- (7) その他規則で定める事項

(準備書についての公告、縦覧等)

- 第16条 市長は、準備書の提出を受けたときは、 その旨を公告するとともに、当該準備書の写しを 公告の日から起算して45日間一般の縦覧に供す るものとする。
- 2 市長は、準備書の提出を受けたときは、審査会 に対し、当該準備書について環境の保全の見地か ら調査審議させるため諮問しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の公告の日から次条の説明会の開催の日の前日までの間に、準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域(以下「対象地域」という。)内に居住する者及び対象地域内に事務所若しくは事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。以下「対象市民等」という。)に対し、当該準備書の概要を周知しなければならない。
- 4 第 10 条第 2 項の規定は、前項の規定により準備書の概要を事業者が周知する場合について準用する。この場合において同条第 2 項中「方法書対象地域」とあるのは「対象地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(説明会の開催等)

第17条 事業者は、<u>前条第1項の公告の日から起</u> 算して5週間を経過する日までの間に、対象地域 なかった項目に係るものを含む。)

- <u>イ</u> 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- <u>ウ</u> <u>イ</u>に掲げる措置が将来判明すべき環境の 状況に応じて講ずるものである場合には、当 該環境の状況の把握のための措置
- 工 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- オ 事後調査の実施に関する事項
- (8) その他規則で定める事項

(準備書についての公告等)

- 第25条 市長は、準備書の提出を受けたときは、 その旨を公告し、当該準備書の写しを当該公告の 日から起算して45日間一般の縦覧に供するとと もに、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。
- 2 市長は、準備書の提出を受けたときは、審査会 に対し、当該準備書について環境の保全の見地か ら調査審議させるため諮問しなければならない。 (準備書の周知等)
- 第26条 事業者は、前条第1項の規定による公告の日から10日以内に、準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域(以下「対象地域」という。)内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。以下「対象市民等」という。)に対し、当該準備書の概要を周知しなければならない。
- 2 第19条第2項の規定は、前項の規定により準備書の概要を事業者が周知する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「方法書対象地域」とあるのは「対象地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(説明会の開催等)

第27条 事業者は、第25条第1項の公告の日から 30日以内に、対象地域内において、準備書の記 内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、対象地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、対象地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、説明会を開催する<u>ときは</u>、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を 記載した書面を、速やかに、市長に提出するとと もに、説明会の開催を予定する日の 10 日前まで に、これらの事項を対象市民等に周知させなけれ ばならない。
- 3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、前条第1項の縦覧期間内に、準備書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会が終了したときは、速やかに、 次に掲げる事項を記載した<u>届出書(以下「説明会</u> 終了届出書」という。) を市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 説明会の開催に関する周知結果
 - (2) 準備書の概要に関する周知結果
 - (3) 説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要

(準備書についての意見書の提出)

- 第 18 条 準備書について環境の保全の見地からの 意見を有する者は、第 16 条第 1 項の縦覧期間内 に、市長に対し、意見書の提出により、これを述 べることができる。
- 2 <u>第11条第2項</u>の規定は、前項の規定により意 見書が市長に提出された場合について準用する。

載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、対象地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、対象地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、説明会を開催する<u>場合は</u>、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書面を、速やかに、市長に提出するとともに、説明会の開催を予定する日の 10 日前までに、これらの事項を対象市民等に周知させなければならない。
- 3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、<u>第</u>25条第1項の縦覧期間内に、準備書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会が終了したときは、速やかに、 次に掲げる事項を記載した<u>書面</u>を市長に提出し なければならない。
 - (1) 説明会の開催に関する周知結果
 - (2) 準備書の概要に関する周知結果
 - (3) 説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要

(準備書についての意見書の提出等)

- 第28条 準備書について環境の保全の見地からの 意見を有する者は、第25条第1項の縦覧期間内 に、市長に対し、意見書の提出により、これを述 べることができる。
- 2 <u>第 20 条第 2 項</u>の規定は、前項の規定により意 見書が市長に提出された場合について準用する。 (準備書意見見解書の作成等)
- 第29条 事業者は、前条第2項の規定により準用 する第20条第2項の規定による意見書の写しの

(市民等からの意見聴取)

- 第19条 対象市民等は、審査会に対し、<u>第16条第</u> 1項の縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意 見を述べたい旨申し出ることができる。
- 2 審査会は、前項の規定による申出があった場合 において、準備書の調査審議に際し必要があると 認めるときは、意見の聴取を行うものとする。

第4章 評価書作成以後の手続

第1節 評価書等

(評価書の作成等)

- 第20条 事業者は、説明会での質疑及び意見並び に第18条第1項の意見が述べられたときはこれ に配意して、準備書の記載事項について検討を加 え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書 (以下「評価書」という。)を作成し、速やかに、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 第15条各号に掲げる事項

送付を受けた場合は、前条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類(以下「準備書意見見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、意見書の提出がなかったときは、この限りでない。

2 市長は、準備書意見見解書の提出を受けたとき は、その旨を公告し、当該準備書意見見解書の写 しを当該公告の日から起算して 15 日間一般の縦 覧に供するとともに、インターネットの利用その 他の方法により公表するものとする。

(市民等からの意見聴取)

- 第30条 対象市民等は、審査会に対し、<u>前条第2</u> 項の縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意見 を述べたい旨申し出ることができる。
- 2 審査会は、前項の規定による申出があった場合 において、準備書の調査審議に際し必要があると 認めるときは、意見の聴取を行うものとする。 (審査書の作成等)
- 第31条 市長は、準備書の提出を受けたときは、 第28条第1項の意見及び第29条第1項の見解に 配意して、準備書について環境の保全の見地から の意見を記載した書面(以下「審査書」という。) を作成し、事業者に送付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により審査書を作成したと きは、速やかに、その旨を公告し、当該審査書の 写しを当該公告の日から起算して30日間一般の 縦覧に供するものとする。

第6章 評価書

(評価書の作成等)

- 第32条 事業者は、前条第1項の規定による審査 書の送付を受けた場合は、これを勘案するととも に、説明会での質疑及び意見並びに第28条第1 項の意見が述べられたときはこれに配意して、準 備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる 事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」 という。)を作成し、速やかに、市長に提出しな ければならない。
 - (1) 第24条各号に掲げる事項

- (2) 第17条第4項第3号に掲げる事項
- (3) 第18条第1項の意見の概要
- (4) 前2号に掲げる事項についての事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

- 第21条 市長は、評価書の提出を受けたときは、 その旨を公告するとともに、当該評価書の写しを 公告の日から起算して30日間一般の縦覧に供す るものとする。
- 2 市長は、評価書の提出を受けたときは、審査会 に対し、当該評価書について環境の保全の見地か ら調査審議させるため諮問しなければならない。 (評価書についての意見書の提出)
- 第22条 評価書について環境の保全の見地からの 意見を有する者は、前条第1項の縦覧期間内に、 市長に対し、意見書の提出により、これを述べる ことができる。
- 2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の規定により意 見書が市長に提出された場合について準用する。 第 2 節 審査書等

(審査書の作成)

- 第23条 市長は、前条第1項の意見に配意し、準備書及び評価書並びに環境影響評価の手続に関する事項について環境の保全の見地からの意見を記載した書類(以下「審査書」という。)を作成し、事業者に送付するものとする。
- 2 市長は、審査書を作成したときは、その旨を公告し、当該審査書の写しを公告の日から起算して 30日間一般の縦覧に供するものとする。 (報告書の作成等)
- 第24条 事業者は、審査書の送付を受けたときは、 当該審査書に対する見解を記載した報告書(以下 「報告書」という。)を作成し、市長に提出しな ければならない。

(報告書の公告)

第25条 市長は、報告書の提出を受けたときは、 その旨を公告するものとする。

- (2) 第27条第4項第3号に掲げる事項
- (3) 第28条第1項の意見の概要
- (4) 審査書に記載された市長の意見
- (5) 前3号に掲げる事項についての事業者の見解
- (6) その他市長が必要と認める事項 (評価書についての公告等)
- 第33条 市長は、評価書の提出を受けたときは、 その旨を公告し、当該評価書の写しを当該公告の 日から起算して30日間一般の縦覧に供するとと もに、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。

第3節 対象事業の実施

(対象事業の実施の制限)

- 第26条 事業者は、前条の規定による公告が行われるまでは、対象事業を実施してはならない。 (工事着手の届出等)
- 第27条 事業者は、対象事業に着手するとき、<u>及</u>び対象事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業者の環境への配慮)

第28条 事業者は、評価書<u>及び報告書</u>に記載されているところにより、環境の保全の見地から適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

第4節 事後調査

(事後調査計画書の作成等)

- 第29条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、次に掲げる事項を記載した<u>書面</u>(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地)
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業に係る事後調査の項目及び手法
 - (4) 事後調査を行う期間
 - (5) その他規則で定める事項

(事後調査の実施等)

第30条 事業者は、事後調査計画書に基づき、対象事業に係る事後調査を行わなければならない。

第7章 対象事業の実施

(対象事業の実施の制限)

- 第34条 事業者は、前条の規定による公告が行われるまでは、対象事業を実施してはならない。 (工事着手の届出等)
- 第35条 事業者は、対象事業<u>に係る工事</u>に着手するとき、<u>対象事業に係る工事を完了したとき、及び対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始した</u>ときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業者の環境への配慮)

第36条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全の見地から適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

第8章 事後調査

(事後調査の実施)

第37条 事業者は、評価書の記載に基づき、事後 調査を行わなければならない。

(事後調査計画書の作成等)

- 第38条 事業者は、<u>事後調査を行うときは、技術</u> 指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した<u>書類</u>(以下「事後調査計画書」という。) を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地)
 - (2) 対象事業の名称<u>、種類及び規模並びに対象事</u> 業実施区域
 - (3) 事後調査の項目及び手法
 - (4) 事後調査を行う期間
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 市長は、事後調査計画書の提出を受けたとき は、その旨を公告するとともに、その写しをイン ターネットの利用その他の方法により公表する ものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、市長の承認を得て、当該事業者以外の者に事後調査を行わせることができる。この場合において、当該事業者以外の者が行った事後調査は、当該事業者が行ったものとみなす。
- 3 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した<u>書面</u>(以下「事後調査結果報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (1) <u>事業者の氏名及び住所(法人にあってはその</u> <u>名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在</u> 地)
 - (2) 前条第2号から第5号までに掲げる事項
 - (3) 事後調査の結果
 - (4) 環境の保全のために講じた措置
- 4 市長は、事後調査結果報告書の提出を受けたときは、その旨を公告するものとする。

第5章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価、事後調査その他の手続)

- 第31条 事業者は、第8条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第27条の規定により対象事業を完了した旨の届出を市長に提出するまでの間に、第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたとき は、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修 正が環境に及ぼす影響について調査審議させる ため諮問しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該修正後の当該対象事業について<u>第8条から第30条</u>までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、当該事業者に対

- 3 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した<u>書類</u>(以下「事後調査結果報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 第1項各号に掲げる事項
 - (2) 事後調査の結果
 - (3) 環境の保全のために講じた措置
- 4 市長は、事後調査結果報告書の提出を受けたときは、その旨を公告する<u>とともに、その写しをインターネットの利用その他の方法により公表す</u>るものとする。

第9章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価、事後調査その他の手続)

- 第39条 事業者は、第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、第17条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたとき は、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修 正が環境に及ぼす影響について調査審議させる ため諮問しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該修正後の当該対象事業について<u>第17条から前条</u>までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、事業者に対し、そ

し、その旨を通知するものとする。

- 4 事業者は、前項の通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
- 5 第26条の規定は、第25条の規定による公告が行われた後に第8条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする事業者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者に限る。)について準用する。この場合において、第26条中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われたものに限る。)」と読み替えるものとする。

(事業内容の修正の場合の第2分類事業に係る 判定)

- 第32条 事業者は、第8条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第27条の規定により対象事業を完了した旨の届出を市長に提出するまでの間において、第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第2分類事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第7条第1項の規定の例により届出をすることができる。
- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定による届出 について準用する。この場合において、同項第1 号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手 続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と 読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第33条 事業者は、第8条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第27条の規定により対象事業を完了した旨の届出を市長に提出するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

の旨を通知するものとする。

- 4 事業者は、前項の<u>規定による</u>通知を受けたとき は、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その 他の手続を行わなければならない。
- 5 第33条の規定による公告が行われた後に<u>第17</u>条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる事項を変更して当該対象事業を実施しようとする事業者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者に限る。) は、前項の規定により行うこととなった第33条の規定による公告が行われるまでは、当該対象事業を実施してはならない。

(事業内容の修正の場合の第2分類事業に係る 判定)

- 第40条 事業者は、第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間において、第17条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第2分類事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第15条第1項の規定の例により届出をすることができる。
- 2 <u>第15条第2項及び第16条第1項</u>の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、 同条第1項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、前項において準用する第16条第1項第 2号の措置をとったときは、その旨を公告するものとする。

(対象事業の廃止等)

第41条 事業者は、第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) <u>第8条第1項第2号</u>に掲げる事項を修正した場合において、当該修正後の事業が第1分類事業又は第2分類事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の 事業が対象事業であるときは、前項の規定による 公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った 環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事 業者となった者が行ったものとみなし、当該引継 ぎ前の事業者について行われた環境影響評価、事 後調査その他の手続は新たに事業者となった者 について行われたものとみなす。

(事情の変更による手続の再実施)

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第17条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において、当該修正後の事業が第1分類事業又は第2分類事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。

(対象事業の承継)

- 第42条 第17条第2項の規定により市長に方法書 を提出してから第38条第3項の規定により事後 調査結果報告書を市長に提出するまでの間において、事業者が対象事業の実施を他の者に引き継 いだ場合は、当該引継ぎを受けた者は、規則で定 めるところにより、その旨を市長に届け出なけれ ばならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったとき は、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項の規定により事業者が対象事業の実施 を他の者に引き継いだ場合においては、前項の規 定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者 が行った環境影響評価、事後調査その他の手続は 新たに事業者となった者が行ったものとみなし、 当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影 響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者と なった者について行われたものとみなす。

(事情の変更による手続の再実施)

第43条 事業者は、第33条の規定による公告の日から起算して5年を経過した日以後に、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施について市長と協議しなければならない。

- た後、対象事業の着手までの間に対象地域の状況 に著しい変化があった場合で環境の保全上必要 があると認められるときは、環境影響評価その他 の手続の全部又は一部の再実施を事業者に対し、 求めることができる。
- 2 市長は、前項の再実施を事業者に求めるとき は、あらかじめ、審査会の意見を聴くものとする。
- 3 第26条及び第31条から第33条までの規定は、 第1項の規定により環境影響評価その他の手続 が行われる対象事業について準用する。この場合 において、第26条中「公告」とあるのは、「公告 (第34条第1項の規定により環境影響評価その 他の手続が行われた後に行われるものに限る。)」 と読み替えるものとする。

第6章 環境影響評価その他の手続の特例 (都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第35条 第1分類事業若しくは第2分類事業が都 市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定 により都市計画に定められる場合における当該 第1分類事業若しくは第2分類事業又は第1分 類事業若しくは第2分類事業に係る施設が同条 第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」と いう。)として同法の規定により都市計画に定め られる場合における当該都市施設に係る第1分 類事業若しくは第2分類事業について、環境影響 評価その他の手続と同法に定める手続との調整 を図るため必要な事項は、規則で定める。

- 第34条 市長は、第25条の規定による公告を行っ 2 市長は、前項に規定する協議により、対象地域 の状況に著しい変化があった場合で環境の保全 上必要があると認められるときは、同項の再実施 を事業者に対し、求めることができる。
 - 3 市長は、前項の規定により再実施を事業者に求 めるときは、あらかじめ、審査会の意見を聴くも のとする。
 - 4 第17条から前条までの規定は、第2項の規定 により環境影響評価その他の手続が行われる対 象事業について準用する。この場合において、第 34条中「公告」とあるのは、「公告(第43条第 2項の規定により環境影響評価その他の手続が 行われた後に行われるものに限る。)」と読み替え るものとする。

第 10 章 環境影響評価その他の手続の特例 (都市計画に定められる第1分類事業又は第2 分類事業)

- 第44条 第1分類事業若しくは第2分類事業が都 市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7 項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発 事業」という。) として同法の規定により都市計 画に定められる場合における当該第1分類事業 若しくは第2分類事業又は第1分類事業若しく は第2分類事業に係る施設が同条第5項に規定 する都市施設(以下「都市施設」という。)とし て同法の規定により都市計画に定められる場合 における当該都市施設に係る第1分類事業若し くは第2分類事業については、第8条から第13 条までの規定により行うべき計画段階配慮その 他の手続は、規則で定めるところにより、同法の 規定により都市計画を定める者(以下「都市計画 決定権者」という。) が当該第1分類事業又は第 2分類事業に係る計画段階事業者に代わるもの として行うものとする。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段 階配慮その他の手続を行う場合における第8条 から第13条までの規定の適用に関し必要な技術 的読替えは、規則で定める。

(都市計画に定められる第2分類事業)

- 第45条 第2分類事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2分類事業又は第2分類事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2分類事業については、第15条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2分類事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を 行う場合における第15条及び第16条の規定の適 用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。 (都市計画に定められる対象事業等)
- 第46条 対象事業が市街地開発事業として都市計 画法の規定により都市計画に定められる場合に おける当該対象事業又は対象事業に係る施設が 都市施設として同法の規定により都市計画に定 められる場合における当該都市施設に係る対象 事業については、第3章から第6章まで及び第 39条から第41条まで(第33条の規定による公 告が行われるまでの間に第17条第1項第2号又 は第3号に掲げる事項を修正しようとする場合 に限る。) の規定により行うべき環境影響評価そ の他の手続は、次条及び第48条並びに規則で定 めるところにより、当該都市計画に係る都市計画 決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる ものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施 設(以下「対象事業等」という。)に関する都市 計画の決定又は変更をする手続と併せて行うも のとする。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3章から第6章まで及び第39条から第41条までの規定の適用に関し必要な技術的読替えば、規則で定める。

(都市計画に係る手続との調整)

第47条 第25条第1項又は第33条の規定による 公告は、都市計画決定権者が定める都市計画につ

いての都市計画法第17条第1項(同法第21条第 2項において準用する場合及び同法第22条第1 項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第20 条第1項(同法第21条第2項において準用する 場合及び同法第22条第1項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)の規定による告示 と併せて行うものとする。

- 2 都市計画決定権者は、前条第1項の規定により 環境影響評価その他の手続を行う場合において、 都市計画法第17条第1項の規定により都市計画 の案を縦覧に供するときは準備書を併せて縦覧 に供し、同法第20条第2項(同法第21条第2項 において準用する場合を含む。)の規定により同 法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供する ときは評価書を併せて縦覧に供するものとする。 (対象事業等を定める都市計画に係る手続に関 する都市計画法の特例)
- 第48条 前条第2項の規定により都市計画の案と 準備書を併せて縦覧に供する場合における当該 都市計画の案についての都市計画法第17条第1 項の規定の適用については、同項中「2週間」と あるのは、「45日間」とする。
- 2 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画に 定めようとするときは、都市計画法に定めるとこ ろによるほか、評価書に記載されているところに より当該都市計画に係る対象事業の実施による 影響について配慮し、環境の保全が図られるよう にするものとする。

(港湾計画に係る環境影響評価の用語の定義)

第49条 次条及び第51条において「港湾環境影響評価」とは、横浜港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等

(港湾計画に係る環境影響評価の用語の定義)

第36条 この条及び次条において「港湾環境影響評価」とは、横浜港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等

に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾環境影響評価その他の手続)

- 第37条 横浜港港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の変更(法第48条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第3項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。
- 2 第2章第3節から第4章第2節まで(第15条 第4号を除く。)、第26条、第31条(第5項を除 く。) 及び第33条(第1項第3号及び第3項を除 く。) の規定は、前項の規定による港湾環境影響 評価その他の手続について準用する。この場合に おいて、第2章第3節の節名中「環境影響評価」 とあるのは「港湾環境影響評価」と、第13条の 見出し中「環境影響評価項目等」とあるのは「港 湾環境影響評価項目等」と、同条中「事業者は、 前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘 案するとともに、第11条第1項の意見に配意し て第8条第1項第4号に掲げる事項に検討を加 え」とあるのは「横浜港港湾管理者(以下「港湾 管理者」という。) は」と、「対象事業に係る環境 影響評価項目」とあるのは「第37条第1項の対 象港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)に 定められる第36条の港湾開発等(以下「港湾開 発等」という。) に係る同条の港湾環境影響評価 (以下「港湾環境影響評価」という。) の項目(以 下「港湾環境影響評価項目」という。)」と、「環 境影響配慮項目」とあるのは「港湾環境影響評価 の方法が確立されていないが地域における環境 の保全の見地から配慮を要する事項、基本条例第 2条第3号に規定する地球環境保全の見地から 配慮を要する事項(以下「港湾環境影響配慮項目」 という。)」と、第14条の見出し中「環境影響評 価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中 「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境

に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾環境影響評価その他の手続)

- 第50条 横浜港港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の変更(法第48条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第3項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。
- 2 第4章から第6章まで(第24条第4号、第5号及び第7号オを除く。)、第34条、第39条(第5項を除く。)及び第41条の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | I |
|-------|-------------|-------------|
| 第4章の | 環境影響評価 | 港湾環境影響評価 |
| 章名 | | |
| 第22条の | 環境影響評価項目等 | 港湾環境影響評価項 |
| 見出し | | 目等 |
| 第22条 | 事業者は、前条第1 | 横浜港港湾管理者 |
| | 項の意見が述べられ | (以下「港湾管理者」 |
| | たときはこれを勘案 | という。) は |
| | するとともに、第20 | |
| | 条第1項の意見に配 | |
| | 意して第 17 条第1 | |
| | 項第9号に掲げる事 | |
| | 項に検討を加え | |
| | 対象事業に係る環境 | 第 50 条第1項の対 |
| | 影響評価項目 | 象港湾計画(以下「対 |
| | | 象港湾計画」とい |
| | | う。)に定められる第 |
| | | 49 条の港湾開発等 |
| | | (以下「港湾開発等」 |
| | | という。)に係る同条 |
| | | の港湾環境影響評価 |
| | | (以下「港湾環境影 |
| | | 響評価」という。) の |
| | | 項目(以下「港湾環 |
| | | 境影響評価項目」と |
| | | いう。) |
| 第23条の | 環境影響評価 | 港湾環境影響評価 |
| | | |

影響評価項目」とあるのは「港湾環境影響評価項 目」と、「環境影響配慮項目」とあるのは「港湾 環境影響配慮項目」と、「対象事業」とあるのは 「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環 境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、 第 15 条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」 と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定 められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあ るのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価 準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」 と、同条第1号中「第8条第1項第1号から第3 号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の 名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号 中「第11条第1項の意見の概要」とあるのは「対 象港湾計画の名称、目的及び内容」と、同条第3 号中「第12条第1項の方法意見書に記載された 市長の意見」とあるのは「対象港湾計画に定めら れる港湾開発等が実施されるべき区域及びその 周囲の概況」と、同条第5号中「環境影響評価項 <u>目」とあるのは「港湾環境影響評価項目」と、「環</u> 境影響配慮項目」とあるのは「港湾環境影響配慮 項目」と、同条第6号ア中「環境影響評価項目」 とあるのは「港湾環境影響評価項目」と、「環境 影響の内容」とあるのは「第 36 条の港湾環境影 響(以下「港湾環境影響」という。)の内容」と、 同号イ中「環境影響配慮項目」とあるのは「港湾 環境影響配慮項目」と、同号オ中「環境影響の総 合的な評価」とあるのは「港湾環境影響の総合的 な評価」と、第16条第3項中「事業者」とある のは「港湾管理者」と、「準備書の内容について 周知を図る必要がある地域として規則で定める 基準に従って事業者が定めた地域(以下「対象地 域」という。) 内に居住する者及び対象地域内に 事務所若しくは事業場を有する者又は法人その 他の団体(法人その他の団体にあっては、定款そ の他の規約により代表者が定められているもの に限る。以下「対象市民等」という。) に対し」 とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発 等が実施されるべき区域及び当該港湾開発等の 実施により環境に著しい影響があると見込まれ、

| 見出し | | |
|--------------|--|---|
| 第23条 | 事業者 | 港湾管理者 |
| | 環境影響評価項目 | 港湾環境影響評価項目 |
| | 対象事業 | 対象港湾計画に定め られる港湾開発等 |
| | 環境影響評価 | 港湾環境影響評価 |
| 第24条 | 事業者 | 港湾管理者 |
| | 対象事業 | 対象港湾計画に定められる港湾開発等 |
| | 環境影響評価 | 港湾環境影響評価 |
| | 環境影響評価準備書 (第59条を除き、 | 港湾環境影響評価準備書(|
| 第24条第 | 第 17 条第 1 項第 1 | 港湾管理者の名称及 |
| 1号 | 号から第4号までに | び主たる事務所の所 |
| | 掲げる事項 | 在地 |
| 第24条第 | 第 20 条第1項の意 | 対象港湾計画の名 |
| 2号 | 見の概要 | 称、目的及び内容 |
| 第24条第 | 方法市長意見書に記 | 対象港湾計画に定め |
| 3号 | 載された市長の意見 | られる港湾開発等が |
| | | 実施されるべき区域及びその周囲の概況 |
| 第24条第 | 環境影響評価項目 | 港湾環境影響評価項 |
| 6号 | | 目 |
| 第24条第 7号ア | 環境影響評価項目 | 港湾環境影響評価項目 |
| | 環境影響の | 第49条の港湾環境影響(以下「港湾環境影響」という。) |
| 第24条第 | 環境影響 | 港湾環境影響 |
| 7号工 | | |
| 第26条 | 事業者 | 港湾管理者 |
| 第26条第 1項 | 準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域(以下「対象地域」という。) 内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事者と有する者又は、まりに事る者の他の団体にの規約により代表もが定められているものに限る。 | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき関発等にまり環境により環境に著しい影響があると見込まれ、で周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って港湾管理者が定めた地域という。)内に居住する者及びその他規則で定める者(|

準備書の内容について周知を図る必要がある地 域として規則で定める基準に従って港湾管理者 が定めた地域(以下「対象地域」という。)内に 居住する者及びその他規則で定める者(以下「対 象市民等」という。) に対し」と、同条第4項で 準用する第10条第2項中「事業者」とあるのは 「港湾管理者」と、第 17 条中「事業者」とある のは「港湾管理者」と、第18条第2項で準用す る第 11 条第 2 項中「事業者」とあるのは「港湾 管理者」と、第20条中「事業者」とあるのは「港 湾管理者」と、「環境影響評価書」とあるのは「港 湾環境影響評価書」と、第22条第2項で準用す る第 11 条第 2 項中「事業者」とあるのは「港湾 管理者」と、第23条第1項中「環境影響評価」 とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」 とあるのは「港湾管理者」と、第24条中「事業 者」とあるのは「港湾管理者」と、第4章第3節 の節名及び第26条の見出し中「対象事業の実施」 とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対 象港湾計画の変更」と、同条中「事業者」とある のは「港湾管理者」と、「対象事業を実施」とあ るのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港 湾計画の変更を」と、第5章の章名中「対象事業」 とあるのは「対象港湾計画」と、第31条の見出 し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」 と、「環境影響評価、事後調査その他の手続」と あるのは「港湾環境影響評価その他の手続」と、 同条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」 と、「第8条第2項の規定により市長に方法書を 提出してから第27条の規定により対象事業を完 了した旨の届出を市長に提出するまでの間に」と あるのは「第 15 条の規定により市長に準備書を 提出してから第25条の規定による公告が行われ るまでの間に」と、「第8条第1項第2号に掲げ る事項」とあるのは「第15条第2号に掲げる事 項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計 画が対象港湾計画」と、同条第2項中「対象事業」 とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3項中「対 象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第8 条から第30条まで」とあるのは「第13条から第

| 2項で準 用する第 19条第2 項、第27 条、第28 条第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 港湾管理者 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 第39条の 見出し 事業者 対象事業 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業 対象港湾計画を変更 してはならない 対象港湾計画を変更 してはならない 対象を湾計画を変更 してはならない 対象を湾計画を変更 してはならない 対象を湾計画 第39条の 見出し 第39条の 地湾影響評価 第1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を 完の規定により対象事業に係る工事を 完した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 第24条の規定による公告が 行われる 第17条第1項第2 号又は第3号 第24条第2号 号又は第3号 第24条第2号 号又は第3号 第24条第2号 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条 で 第24条第4号、第5号及び第7 号才を除く。) | the oak the | | VIII. Valente Annorma - Int |
|---|-------------|--|-----------------------------|
| 用する第 19 条第2 項、第27 条、第28 条第2項 で準用する第20条 第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 取ります。 対象事業の実施 対象事業を実施して はならない 対象事業 対象事業 対象を調査 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 対象を第 2項 第39条第 3項 第17条から前条ま で 第22条から第33条 までで 第24条第4 号、第5号及び第7 号才を除く。) | 第26条第 | 事業者 | 港湾管理者 |
| 19 条第2 項、第27 条、第28 条第2項 で準用する第20条 第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 対象事業の実施 章名及び 第34条の 見出し 第34条 見出し 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長により対象港湾計画の内容 環境影響評価、事後 調査を提出してから第 35条の規定により対 事事業と保る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 等24条の規定により対象を完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条の規定により対象を完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 3項 第39条第 3項 第17条から前条ま で 第24条第2号 | 2項で準 | | |
| 19 条第2 項、第27 条、第28 条第2項 で準用する第20条 第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 対象事業の実施 章名及び 第34条の 見出し 第34条 見出し 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長により対象港湾計画の内容 環境影響評価、事後 調査を提出してから第 35条の規定により対 事事業と保る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 等24条の規定により対象を完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条の規定により対象を完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 等24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 3項 第39条第 3項 第17条から前条ま で 第24条第2号 | 用する第 | | |
| 項、第27 条、第28 条第2項 (第20条 第1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 見出し 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第39条第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第39条第 2項 第39条第 3項 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 第24条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第17条がら前条ま 第24条第2号 第24条第4号 第24条第4号 第55号及び第7 号才を除く。) | | | |
| 条、第28 条第2項 で準用する第20条 第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 東東者 対象事業の実施 対象書業 大力ないない 対象書業 東東村容 見出し 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 第39条第 3項 第39条第 3項 第17条から前条ま で 第24条の規定により対 象の規定による公告が 行われる 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 対象港湾計画 第39条第 2項 第39条第 3項 第17条から前条ま で 第24条第2号 場による公告が 行われる 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 対象港湾計画 第24条第2号 第24条第4号、第5号及び第7 号才を除く。) | | | |
| 条第2項 で準用する第20条 第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 事業者 対象事業を実施して はならない 対象事業 対象事業 対象書響評価、事後 調査 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 事業が対象事業 対象書業 対象書業 対象書業 対象書等 3項 第39条第 3項 第17条から前条ま 第22条から第33条 まで 第24条第4号、第5号及び第7 号才を除く。) | 項、第27 | | |
| で準用する第20条 第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 港湾管理者 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 第4条の 見出し 第34条 事業者 対象事業を実施して 対ならない 対象事業 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業を実施して 対象書業を実施して 対象書業 対象書業 対象港湾計画を変更 してはならない 類象書業 対象書業 対象港湾計画 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾 計画 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第17条から前条ま 第22条から第33条 まで (第24条第4 号、第5号及び第7 号オを除く。) | 条、第28 | | |
| で準用する第20条 第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 港湾管理者 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 第4条の 見出し 第34条 事業者 対象事業を実施して 対ならない 対象事業 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業を実施して 対象書業を実施して 対象書業 対象書業 対象港湾計画を変更 してはならない 類象書業 対象書業 対象港湾計画 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 号又は第3号 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾 計画 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第17条から前条ま 第22条から第33条 まで (第24条第4 号、第5号及び第7 号オを除く。) | 条第2項 | | |
| 第29条第 1 項及び 第31条第 1 項 第32条 事業者 環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 対象事業を実施して はならない 第9章の 章名 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第17条第2項の規定により対象連続書評価 第24条の規定により 市長に方法 書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 第17条第1項第2 第24条第2号 第39条第 3項 第17条から前条ま 第22条から第33条まで 第39条第 3項 第17条から前条ま 第22条から第33条まで 第17条から前条ま 第22条から第33条まで 第17条から前条ま 第5号及び第7号オを除く。) | | | |
| 第2項、第29条第 1項及び 第31条第 1項 第32条 事業者 港湾管理者 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 対象事業を実施して はならない 第9章の 章名 第39条の 見出し 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 2項 第39条第 3項 第17条から前条ま 第22条から第33条 まで(第24条第4 号、第5号及び第7 号才を除く。) | | | |
| 第32条 事業者 港湾管理者 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 事業者 港湾管理者 対象事業を実施して 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業 対象事業 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業 | | | |
| 1項及び 第31条第 1項 | 第2項、 | | |
| 1項及び 第31条第 1項 | 第29条第 | | |
| 第31条第 1項 第32条 事業者 環境影響評価書 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 事業者 対象事業を実施して はならない 第9章の 章名 第39条の 見出し 第39条の 見出し 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 第17条第1項第2 第17条第1項第2 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 港湾計画 第39条第 事業が対象事業 港湾計画 第39条第 対象港湾計画 第39条第 第17条第1項第2 第24条第2号 号又は第3号 事業が対象事業 港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 | | | |
| 1項 | | | |
| 第32条 | 第31条第 | | |
| 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 港湾環境影響評価書 対象事業の実施 対象港湾計画の変更 対象事業を実施して はならない 対象港湾計画を変更 してはならない 第9章の 対象事業 港湾電景影響評価 東美者 港湾電景影響評価 東美者 港湾電景影響評価 東美者 港湾電景影響評価 東美者 東美者 東美者 港湾電景影響評価 東美者 東美者 東美者 東美者 東京の規定により市長に方法 東大谷 東美者 東京の規定により対象事業と係る工事を 完した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 東業が対象事業 東美が対象事業 東大谷 東大名 東大谷 東大谷 東大名 東大名 | 1項 | | |
| 環境影響評価書 港湾環境影響評価書 港湾環境影響評価書 対象事業の実施 対象港湾計画の変更 対象事業を実施して はならない 対象港湾計画を変更 してはならない 対象港湾計画 で | 第32条 | 事業者 | <u> </u> |
| 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 事業者 港湾管理者 対象事業を実施して はならない 対象港湾計画を変更 してはならない 対象港湾計画 章名 事業内容 港湾計画の内容 見出し 第39条第 事業者 港湾管理者 第1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま 第22条から第33条で 第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | N1 02 VC | 7 /\L | 16149471 |
| 第7章の 章名及び 第34条の 見出し 第34条 事業者 港湾管理者 対象事業を実施して はならない 対象港湾計画を変更 してはならない 対象港湾計画 章名 事業内容 港湾計画の内容 見出し 第39条第 事業者 港湾管理者 第1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま 第22条から第33条で 第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 環境影響評価書 | 港湾環境影響評価書 |
| 第34条の 見出し 第34条 対象事業を実施して はならない 第9章の 章名 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第39条第 第17条第1項第2 等又4条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 3項 第17条から前条ま 第22条から第33条 で 第22条から第33条 で 第24条第4 号、第5号及び第7 号才を除く。) | | | |
| 第34条の 見出し 第34条 対象事業を実施して はならない 第9章の 章名 第39条の 見出し 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第39条第 第17条第1項第2 等又4条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 3項 第17条から前条ま 第22条から第33条 で 第22条から第33条 で 第24条第4 号、第5号及び第7 号才を除く。) | 第7章の | 対象事業の実施 | 対象港湾計画の変更 |
| 第34条の 見出し 第34条 事業者 港湾管理者 対象事業を実施して 対象港湾計画を変更 してはならない 対象港湾計画 対象港湾計画 対象港湾計画 対象港湾計画 対象港湾計画 東境影響評価、事後 調査 第39条第 1項 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第24条第2号 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画 第39条第2項 第39条第2項 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第3項 第17条から前条まで 第22条から第33条まで (第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | . 40444 //4 0 / 4/10 | 7-7-1-01-741-1 |
| 見出し 事業者 港湾管理者 対象事業を実施してはならない 対象港湾計画を変更してはならない 第9章の 対象事業 | | | |
| 第34条 事業者 港湾管理者 対象事業を実施してはならない 対象港湾計画を変更してはならない 第9章の章名 対象事業 対象港湾計画 第39条の見出し 事業内容 港湾環境影響評価 第39条第 事業者 港湾環境影響評価 港湾環境影響評価 第39条第 事業者 港湾管理者 第 24 条の規定により市長に本場ではよるの規定により市長に本場ではよる公告が行われる 第17条第1項第2 第24条第2号 第 24条第2号 第17条第1項第2 第24条第2号 第 24条第2号 第39条第 対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第 22条から第 33条まで(第 24条第 4号、第 5号及び第 7号才を除く。) | | | |
| 対象事業を実施して 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業 対象港湾計画 章名 第39条の 事業内容 港湾計画の内容 環境影響評価、事後 港湾環境影響評価 調査 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾 計画 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま 第22条から第33条 まで (第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | 見出し | | |
| 対象事業を実施して 対象港湾計画を変更 してはならない 対象事業 対象港湾計画 章名 第39条の 事業内容 港湾計画の内容 環境影響評価、事後 港湾環境影響評価 調査 第17条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第33条 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾 計画 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま 第22条から第33条 まで (第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | 第34条 | 事業者 | 港湾管理者 |
| はならない | 711 | * / / / / | |
| 第9章の 対象事業 対象港湾計画 | | 対象事業を実施して | 対象港湾計画を変更 |
| 第9章の 対象事業 対象港湾計画 | | けけるらない | してけならない |
| 章名 第39条の 事業内容 港湾計画の内容 見出し 環境影響評価、事後 調査 港湾環境影響評価 第39条第 1項 事業者 港湾管理者 第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 助規定による公告が行われる 第17条第1項第2号 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象事業 対象事業 対象事業 対象事業 対象港湾計画 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで (第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | 笠の辛の | | |
| 第39条の 事業内容 港湾環境影響評価 第39条第 事業者 港湾管理者 第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第24条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 对家争 亲 | 对家衙為計劃 |
| 見出し 環境影響評価、事後調査 第39条第 1項 事業者 港湾管理者 第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第24条の規定により市長に進してから第33条の規定による公告が行われる 第17条第1項第2 第24条第2号 第24条第2号 第17条第1項第2 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 対象事業 対象港湾計画 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 対象港湾計画 第17条から前条まで第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | 章名 | | |
| 見出し 環境影響評価、事後調査 第39条第 1項 事業者 港湾管理者 第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第24条の規定により市長に進してから第33条の規定による公告が行われる 第17条第1項第2 第24条第2号 第24条第2号 第17条第1項第2 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 対象事業 対象港湾計画 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 対象港湾計画 第17条から前条まで第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | 第39条の | 事業内容 | 港湾計画の内容 |
| 第39条第 事業者 港湾管理者 第24条の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第17条第1項第2 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 第17条から前条まで 第22条から第33条で 第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | * / / * * / . | 12. 4 |
| 第39条第 1項 第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 対象事業 港湾計画 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま 第22条から第33条で 第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 環境影響評価、事後 | 港湾環境影響評価 |
| 第39条第 1項 第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第33条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第24条第2号 第24条第2号 第39条第 対象事業 港湾計画 対象港湾計画 第39条第 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま 第22条から第33条で 第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 調杏 | |
| 第 17 条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35 条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第 17 条第1項第2 号又は第3号 第24 条第2号 第24 条第2号 第24 条第2号 第24 条第2号 第24 条第2号 第39 条第 2項 第39 条第 2項 第39 条第 3項 対象事業 第17 条から前条ま で 第22 条から第33 条 まで (第 24 条第4 号、第5号及び第7 号才を除く。) | 笠20 冬笠 | ., . |)出:亦经::田 文 |
| 第 17 条第2項の規 定により市長に方法 書を提出してから第 35 条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に届け出る 第 17 条第1項第2 号又は第3号 第 24 条第2号 第 24 条第2号 第 24 条第2号 第 24 条第2号 第 24 条第1画が対象港湾計画 対象港湾計画 対象港湾計画 第 39 条第 対象事業 対象港湾計画 第 17 条から前条まで 第 22 条から第 33 条 まで (第 24 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号才を除く。) | | 争来有 | (色)写住生白 |
| 定により市長に方法 書を提出してから第 35条の規定により対 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 第 17 条第1項第2 号又は第3号 第24条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾 計画 第39条第 2項 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条ま で 第 22条から第33条 まで (第 24 条第4 号、第5号及び第7 号才を除く。) | 1項 | 笠 17 冬笠の頂の坦 | 笠 94 冬の坦宁によ |
| 書を提出してから第 33 条 の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第 17 条第1項第2 第 24 条第 2 号 | | | |
| 35条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出る 第 17 条第1項第2 | | The state of the s | |
| 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 行われる 第 17 条第1項第2 号又は第3号 第 24 条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 第39条第 3項 対象事業 第 17 条から前条まで 第 22 条から第 33 条まで(第 24 条第4号、第 5 号及び第 7号才を除く。) | | 書を提出してから第 | 出してから第 33 条 |
| 象事業に係る工事を 完了した旨を市長に 届け出る 行われる 第 17 条第1項第2 号又は第3号 第 24 条第2号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 第39条第 3項 対象事業 第 17 条から前条まで 第 22 条から第 33 条まで(第 24 条第4号、第 5 号及び第 7号才を除く。) | | 35条の規定により対 | の規定による公告が |
| 完了した旨を市長に届け出る 第 17 条第1項第2 第 24 条第 2 号 号又は第 3 号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第 39 条第 2項 第 39 条第 対象事業 対象港湾計画 第 17 条から前条まで 第 22 条から第 33 条 まで(第 24 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号才を除く。) | | | |
| 届け出る第 17 条第1項第2 号又は第3号第 24 条第2号事業が対象事業港湾計画が対象港湾計画第39条第 2項対象事業対象港湾計画第39条第 3項対象事業対象港湾計画第 17 条から前条まで第 22 条から第 33 条まで(第 24 条第 4号、第 5 号及び第 7号才を除く。) | | | 11474 00 |
| 第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾 計画 第 39 条第 2項 第 39 条第 対象事業 3項 対象事業 対象港湾計画 第 17 条から前条ま で 第 22 条から第 33 条 まで(第 24 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号才を除く。) | | 完了した旨を市長に | |
| 第39条第 2項 対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 届け出る | |
| 第39条第 2項 対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | | |
| 第39条第 2項 対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 第 17 冬第 1 西第 9 | 第94条第9早 |
| 事業が対象事業 港湾計画が対象港湾計画 第39条第 2項 対象事業 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | | 为44 木粉 4 万 |
| 第39条第 対象事業 対象港湾計画 2項 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 方乂は第3号 | |
| 第39条第 対象事業 対象港湾計画 2項 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | | |
| 第39条第 対象事業 対象港湾計画 2項 対象港湾計画 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 事業が対象事業 | 港湾計画が対象港湾 |
| 第39条第 2項 対象事業 2項 第39条第 3項 対象事業 対象港湾計画 第17条から前条まで 第22条から第33条まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | . XI | |
| 2項 対象事業 3項 対象事業 第 17 条から前条まで 第 22 条から第 33 条まで(第 24 条第 4号、第 5 号及び第 7号才を除く。) | KK OO K KK | 拉在市 业 | |
| 第39条第 3項対象事業 第17条から前条ま で対象港湾計画第17条から前条ま で第22条から第33条 まで(第24条第4号、第5号及び第7号才を除く。) | | 对 家事 業 | 对家港湾計画 |
| 3項 第 17 条から前条ま 第22 条から第33 条で まで (第 24 条第4 号、第5 号及び第7号才を除く。) | 2項 | | |
| 3項 第 17 条から前条ま 第22 条から第33 条で まで (第 24 条第4 号、第5 号及び第7号才を除く。) | 第39条第 | 対象事業 | 対象港湾計画 |
| 第 17 条から前条ま 第 22 条から第 33 条 で まで (第 24 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号才を除く。) | | . 4:4:4 214 | |
| で まで(第 24 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号才を除く。) | | 第 17 条から前条ま | 第22条から第33条 |
| 号、第5号及び第7 号才を除く。) | | | |
| 号才を除く。) | | | |
| | | | 方、弗3方及∪弗(|
| | | | |
| 環境影響評価、事後 港湾環境影響評価 | | | 号才を除く。) |
| | | 環境影響評価、事後 | |
| I/H_III. | | 環境影響評価、事後調査 | 号才を除く。) 港湾環境影響評価 |

25 条まで (第 15 条第4号を除く。)」と、「環境 影響評価、事後調査その他の手続」とあるのは「港 湾環境影響評価その他の手続」と、「事業者」と あるのは「港湾管理者」と、同条第4項中「事業 者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評 価、事後調査その他の手続」とあるのは「港湾環 境影響評価その他の手続」と、第33条の見出し 中「対象事業の廃止等」とあるのは「対象港湾計 画の決定等の中止」と、同条第1項中「事業者」 とあるのは「港湾管理者」と、「第8条第2項の 規定により市長に方法書を提出してから第27条 の規定により対象事業を完了した旨の届出を市 長に提出するまでの間において」とあるのは「第 15 条の規定により市長に準備書を提出してから 第25条の規定による公告が行われるまでの間に おいて」と、同項第1号中「対象事業を実施しな い」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後 の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第2号 中「第8条第1項第2号」とあるのは「第15条 第2号」と、「事業が第1分類事業又は第2分類 事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象 港湾計画に」と読み替えるものとする。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の変更を行う場合には、港湾法に定めるところによるほか、前項において準用する第20条の港湾環境影響評価書及び第24条の報告書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第7章 横浜市環境影響評価審査会

(設置)

第38条 市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他の手続(港湾環境影響評価その他の手続を含む。)に関する事項を調査審議させるため、審査会を置く。

| | 事業者 | 港湾管理者 |
|-------|-------------|-------------|
| 第39条第 | 事業者 | 港湾管理者 |
| 4項 | 環境影響評価、事後 | 港湾環境影響評価 |
| | 調査 | |
| 第41条の | 対象事業の廃止等 | 対象港湾計画の変更 |
| 見出し | | の中止等 |
| 第41条第 | 事業者 | 港湾管理者 |
| 1項 | 第 17 条第2項の規 | 第 24 条の規定によ |
| | 定により市長に方法 | り市長に準備書を提 |
| | | 出してから第33条 |
| | 書を提出してから第 | |
| | 35条の規定により対 | の規定による公告が |
| | 象事業に係る工事を | 行われる |
| | 完了した旨を市長に | |
| | 届け出る | |
| 第41条第 | 対象事業を実施しな | 対象港湾計画を変更 |
| 1項第1 | V) | しない |
| 号 | | |
| 第41条第 | 第 17 条第1項第2 | 第24条第2号 |
| 1項第2 | 号 | |
| 号 | 事業が第1分類事業 | 港湾計画が対象港湾 |
| | 又は第2分類事業の | 計画に |
| | いずれにも | |

3 港湾管理者は、対象港湾計画の変更を行う場合には、港湾法に定めるところによるほか、前項において<u>読み替えて</u>準用する<u>第32条</u>の港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第11章 横浜市環境影響評価審査会

(設置)

- 第51条 市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後 調査その他の手続(港湾環境影響評価その他の手 続を含む。)に関する事項を調査審議させるため、 審査会を置く。
- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第39条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

- 第40条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。 (専門委員)
- 第41条 審査会に、特別の事項を調査研究させる ため必要があるときは、専門委員を置くことがで きる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査研究 が終了したときは、解任されたものとする。 (関係者の意見聴取)
- 第42条 審査会は、第38条に規定する調査審議及 び前条第1項に規定する特別の事項の調査研究 を行うため必要があるときは、事業者その他関係 者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は 資料の提出を求めることができる。

(運営等)

第43条 この条例に定めるもののほか、審査会の 組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め る。

第8章 法対象事業に対する措置

(法対象事業に対する準用)

第44条 第27条、第29条、第30条及び第54条 から第56条まで(第55条第3号を除く。第27 条に規定する対象事業に着手する旨の届出があった後に行われる手続に限る。)の規定は、法対 象事業に係る事後調査について準用する。

(法対象事業に係る<u>市長の</u>方法書に対する意見 形成の手続)

第45条 市長は、法第6条第1項の規定により、

(組織)

- <u>第52条</u> 審査会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

- 第53条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。 (専門委員)
- 第 54 条 審査会に、特別の事項を調査研究させる ため必要があるときは、専門委員を置くことがで きる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査研究 が終了したときは、解任されたものとする。

(関係者の意見聴取)

第55条 審査会は、第51条第1項の規定による調査審議を行うため、同条第2項の規定による意見を述べるため及び前条第1項の規定による特別の事項の調査研究を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営等)

第56条 この条例に定めるもののほか、審査会の 組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め る。

第12章 法対象事業に対する措置

(法対象事業に対する準用)

第 57 条 第 35 条、第 37 条及び第 38 条並びに第 63 条、第 64 条 (第 3 号を除く。) 及び第 65 条 (第 35 条に規定する工事に着手する旨の届出があった後に行われる手続に限る。) の規定は、法対象事業について準用する。

(法対象事業に係る方法書に対する<u>市長の</u>意見 形成の手続)

第58条 市長は、法第6条第1項の規定により、

方法書の送付を受けたときは、その旨を公告する とともに、当該方法書の写しを公告の日から起算 して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、<u>前項の方法書の送付を受けた</u>ときは、 審査会に対し、当該方法書について環境の保全の 見地から調査審議させるため諮問しなければな らない。

(方法書に対する意見の陳述の申出等)

- 第46条 法第6条第1項に規定する地域に居住する者及び当該地域内に事務所若しくは事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。)であって、法第5条第1項の方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の縦覧期間内に、審査会に対し、意見を述べたい旨申し出ることができる。
- 2 審査会は、前項の申出があった場合において、 前条第2項の調査審議に際し必要があると認め るときは、意見の聴取を行うものとする。 (方法書に対する市長意見の作成等)
- 第47条 市長は、法第10条第2項の規定により意 見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を 記載した書類を公告の日から起算して30日間一 般の縦覧に供するものとする。

(法対象事業に係る<u>市長の</u>準備書に対する意見 形成の手続)

- 第48条 市長は、法第15条の規定により、<u>準備書</u>の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該準備書の写しを公告の日から起算して45日間一般の縦覧に供するものとする。
- 2 第 45 条第 2 項の規定は、前項の準備書の内容 について審査会に諮問する場合について準用す る。この場合において、「方法書」とあるのは、 「準備書」と読み替えるものとする。

法第5条第1項の環境影響評価方法書(以下この 条において「方法書」という。) の送付を受けた ときは、その旨を公告するとともに、当該方法書 の写しを公告の日から起算して45日間一般の縦 覧に供するものとする。

2 市長は、<u>法第 10 条第 2 項の規定により意見を述べる</u>ときは、審査会に対し、当該方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。

3 市長は、<u>前項の</u>意見を述べたときは、その旨を 公告し、当該意見を記載した書面を公告の日から 起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとす る。

(法対象事業に係る準備書に対する<u>市長の</u>意見 形成の手続)

- 第 59 条 市長は、法第 15 条の規定により、<u>法第</u> 14 条第 1 項の環境影響評価準備書(以下この条 において「準備書」という。)の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該準備書の 写しを公告の日から起算して 45 日間一般の縦覧 に供するものとする。
- 2 市長は、法第20条第2項(法第48条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定により意見 を述べるときは、審査会に対し、当該準備書につ いて環境の保全の見地から調査審議させるため 諮問しなければならない。

(準備書に対する意見の陳述の申出についての 準用)

第49条 第46条の規定は、法第14条第1項の準備書に対する意見の陳述の申出について準用する。この場合において、第46条第1項中「法第6条第1項」とあるのは「法第15条」と、「法第5条第1項」とあるのは「法第14条第1項」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、「前条第1項」とあるのは「第48条第1項」と読み替えるものとする。

(準備書に対する市長意見の作成についての準 用)

第50条 第47条の規定は、法第14条第1項の準備書に対し、市長が意見を述べる場合について準用する。この場合において、「法第10条第2項」とあるのは、「法第20条第2項(法第48条第2項において準用する場合及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と読み替えるものとする。

第9章 雑則

(手続の併合)

- 第51条 市長は、事業者が相互に密接に関連する 2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認められるときは、これらの対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことを求めることができる。
- 2 2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これら

- 3 市長は、法第 19 条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該書類の写しを公告の日から起算して 15 日間一般の縦覧に供するものとする。ただし、法第 18 条第 1 項の意見がなかった場合は、当該意見がなかった旨の公告のみ行うものとする。
- 4 法第 15 条に規定する地域に居住する者及び当該地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。)であって、準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、審査会に対し、前項の縦覧期間内に、意見を述べたい旨申し出ることができる。
- 5 審査会は、前項の規定による申出があった場合 において、必要があると認めるときは、意見の聴 取を行うものとする。
- 6 市長は、第2項の意見を述べたときは、その旨 を公告し、当該意見を記載した書面を公告の日か ら起算して30日間一般の縦覧に供するものとす る。

第13章 雑則

(手続の併合)

- 第60条 市長は、事業者が相互に密接に関連する 2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認められるときは、これらの対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことを求めることができる。
- 2 2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これら

- の事業者は、当該2以上の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、協議により、環境影響評価、事後調査その他の手続を行う事業者を定めなければならない。
- 3 前項の規定による協議により、環境影響評価、 事後調査その他の手続を行う事業者を定めたと きは、市長にその旨を届け出なければならない。 (許可等への配慮)
- 第52条 市長は、事業者が対象事業を実施するに 当たり、法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許可等」という。) を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該対象事業の許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る審査書の内容に配慮するものとする。
- 2 市長は、事業者が対象事業を実施するに当たり、法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有する者が市長以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、当該対象事業に係る審査書の写しを送付し、当該許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る審査書の内容に配慮するよう要請することができる。

(他の地方公共団体の長との協議等)

第53条 市長は、対象事業に係る方法書対象地域 又は対象地域に、市域に属さない地域が含まれる 場合には、当該市域に属さない地域を管轄する地 方公共団体の長と協議し、必要な措置をとるもの とする。

(指導及び助言)

第54条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、環境影響評価、事後調査その他の手続又は措置について、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第55条 市長は、事業者が次の各号<u>に</u>該当するときは、当該事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- の事業者は、当該2以上の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、協議により、環境影響評価、事後調査その他の手続を行う事業者を定めなければならない。
- 3 前項の規定による協議により、環境影響評価、 事後調査その他の手続を行う事業者を定めたと きは、市長にその旨を届け出なければならない。 (許可等への配慮)
- 第61条 市長は、事業者が対象事業を実施するに 当たり、法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許可等」という。) を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該対象事業の許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る審査書の内容に配慮するものとする。
- 2 市長は、事業者が対象事業を実施するに当たり、法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有する者が市長以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、当該対象事業に係る審査書の写しを送付し、当該許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る審査書の内容に配慮するよう要請することができる。

(他の地方公共団体の長との協議等)

第62条 市長は、対象事業に係る方法書対象地域 又は対象地域に、市域に属さない地域が含まれる 場合には、当該市域に属さない地域を管轄する地 方公共団体の長と協議し、必要な措置をとるもの とする。

(指導及び助言)

- 第63条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続又は措置について、計画段階事業者及び事業者(以下「事業者等」という。)に対し、必要な指導及び助言をすることができる。 (勧告)
- 第64条 市長は、事業者等が次の各号のいずれか に該当するときは、当該事業者等に対して、期限 を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告すること

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価、事 後調査その他の手続の全部又は一部を行わな いとき。
- (2) 虚偽の記載をした第2分類事業の判定に係る届出書、方法書、準備書、評価書、報告書、 事後調査計画書又は<u>事後調査報告書</u>を提出したとき。
- (3) <u>第7条第5項</u>又は<u>第26条(第31条第5項及び第34条第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定に違反して第2分類事業(対象事業に該当するものを除く。)又は対象事業を実施したとき。
- (4) <u>事後調査報告書</u>の提出があった場合その他の場合において、当該対象事業の実施状況が評価書等の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。

(公表)

- 第 56 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた 者が、正当な理由なく当該勧告に従わないとき は、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする ときは、あらかじめ、審査会に対し、諮問しなけ ればならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による公表については、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号) 第36条第2項の規定は、適用しない。

(法の手続との調整)

第57条 市長は、法対象事業であったものが法第 5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法 対象事業に該当しないこととなった場合で、当該 修正後の事業が第1分類事業又は第2分類事業 ができる。

- (1) この条例の規定に違反して<u>計画段階配慮、</u>環 境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は 一部を行わないとき。
- (2) 虚偽の記載をした<u>配慮書、</u>第2分類事業の判定に係る届出書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は<u>事後調査結果報告書</u>を提出したとき。
- (3) 第16条第3項又は第34条若しくは第39条 第5項(第43条第4項において準用する場合 を含む。)の規定に違反して第2分類事業(対 象事業に該当するものを除く。)又は対象事業 を実施したとき。
- (4) <u>事後調査結果報告書</u>の提出があった場合その他の場合において、当該対象事業の実施状況が評価書等の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。

(公表)

- 第65条 市長は、前条の規定による勧告を受けた 者が、正当な理由なく当該勧告に従わないとき は、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする ときは、あらかじめ、審査会に対し、諮問しなけ ればならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による公表については、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号) 第36条第2項の規定は、適用しない。

(法の手続との調整)

第66条 市長は、法対象事業であったものが法第 5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法 対象事業に該当しないこととなった場合で、当該 修正後の事業が第1分類事業又は第2分類事業 に該当し、法の定めるところに従って作成された 書類があるときは、当該書類を、法の規定に相当 するこの条例の規定による手続を経た書類とみ なすことができる。

(適用除外)

第58条 この条例の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(委任)

第59条 この条例に定めるもののほか、この条例 の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。 (第2項から第4項まで省略) に該当し、法の定めるところに従って作成された 書類があるときは、当該書類を、法の規定に相当 するこの条例の規定による手続を経た書類とみ なすことができる。

(適用除外)

第67条 この条例の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(委任)

第68条 この条例に定めるもののほか、この条例 の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 この条例による改正後の横浜市環境影響評価 条例(以下「新条例」という。)第6条に定める 配慮指針の策定に係る行為及び新条例第7条に 定める技術指針の策定に係る行為は、この条例の 施行の日(以下「施行日」という。)前において も、新条例の例により行うことができる。 (経過措置)
- 3 施行日前にこの条例による改正前の横浜市環 境影響評価条例の規定により作成された書類は、 新条例の相当する規定により作成された書類と みなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。
 - (横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理 等に関する条例の一部改正)
- 5 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理 等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44

号)の一部を次のように改正する。

第 38 条の 6 第 2 号中「(平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号)」を「(平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号)」に、「第 25 条」を「第 33 条」に、「報告書」を「評価書」に、「附則第 2 項」を「附則第 3 項」に、「第 24 条」を「第 32 条」に改める。

別表

- 1 道路の建設
- 2 鉄道及び軌道の建設
- 3 工場及び事業場の建設
- 4 電気工作物の建設
- 5 自然科学研究所の建設
- 6 廃棄物処理施設の建設
- 7 下水道終末処理場の建設
- 8 飛行場の建設
- 9 公有水面の埋立て
- 10 高層建築物の建設
- 11 運動施設、レクリエーション施設等の建設
- 12 工業団地の造成
- 13 流通業務団地の造成
- 14 土地区画整理事業
- 15 開発行為に係る事業(前各号に掲げるものを除く。)
- 16 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

別表<u>(第2条)</u>

- 1 道路の建設
- 2 鉄道及び軌道の建設
- 3 工場及び事業場の建設
- 4 電気工作物の建設
- 5 自然科学研究所の建設
- 6 廃棄物処理施設の建設
- 7 下水道終末処理場の建設
- 8 飛行場の建設
- 9 公有水面の埋立て
- 10 高層建築物の建設
- 11 運動施設、レクリエーション施設等の建設
- 12 工業団地の造成
- 13 流通業務団地の造成
- 14 土地区画整理事業
- 15 開発行為に係る事業(前各号に掲げるものを除く。)
- 16 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業